

発議案第 1 号

鎌ヶ谷市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出します。

令和4年7月1日

鎌ヶ谷市議会議会運営委員会

委員長 森 谷 宏

副委員長 宗 川 洋 一

委員 松 原 美 子

矢 崎 悟

佐 藤 剛

津久井 清 氏

小 易 和 彦

勝 又 勝

提案理由

不妊治療を継続しながら議員活動ができる環境整備のため、不妊治療に係る通院等を欠席事由に追加するものです。

鎌ヶ谷市議会会議規則の一部を改正する規則

鎌ヶ谷市議会会議規則（昭和49年鎌ヶ谷市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 議員は、不妊治療に係る通院等のため出席できないときは、一の年において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精などの生殖補助医療に係る場合にあつては10日）の範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第89条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 委員は、不妊治療に係る通院等のため出席できないときは、一の年において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精などの生殖補助医療に係る場合にあつては10日）の範囲内において、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。